

令和7年3月12日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「幌延町交流拠点基本構想」をふまえ、幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務を委託するにあたり、施設の複合化による様々な問題や課題を柔軟な発想力や企画立案等によって解決し、実効性の高い計画や設計を行う優れた者（以下「優先交渉者」という。）を、公募によるプロポーザル（技術提案）で特定するために必要な事項を定めたものである。

(選定審査会の設置及び運営)

第2条 町長は、公募型プロポーザルによる優先交渉者を特定するため、幌延町まちづくり町民参加条例第6条第1項第5号の規定による町民参加手続の方法として、同条例第7条第1項第4号の規定に基づく、幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 この要綱に定めるもののほか、審査会の設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(審査会への諮問等)

第3条 町長は、次に掲げる事項について審査会へ諮問し、答申を求めるものとする。

- (1) 本プロポーザルへの参加資格要件について
- (2) 優先交渉者の特定方法について
- (3) 一次審査及び二次審査の方法や結果の通知、評価基準等について
- (4) 失格事項について
- (5) その他、優先交渉者及び次点交渉者を特定するために必要な事項について

2 町長は、次に掲げる事項について審査会での審査を指示し、報告を求めるものとする。

- (1) 技術提案書提出者の選定について
- (2) 優先交渉者及び次点交渉者の特定について

(本プロポーザルの実施に関する公表)

第4条 町長は、本プロポーザルの実施に関し、次に掲げる事項を掲示場へ掲示し、告示するものとする。

- (1) 業務名、業務内容、履行期間及び委託上限額
- (2) 参加資格要件
- (3) 委託業務上の要件
- (4) 担当課及び係名
- (5) 配付する書類名、配付開始日及び配付場所
- (6) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) 技術提案書提出者の選定方法、審査結果の通知
- (8) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (9) その他必要な事項

2 町長は、前項で定めるもののほか、次に掲げる事項を町ホームページへ掲載し、広く周知するものとする。

- (1) 幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル実施公告(写)
- (2) 幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル実施要綱
- (3) 幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル選定審査会設置要綱
- (4) 幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル実施要領
- (5) 幌延町建築設計業務委託共通仕様書
- (6) 幌延町多世代交流施設基本計画・基本設計業務特記仕様書

(参加資格要件等)

第5条 本プロポーザルに参加しようとする者は、前条第1項第2号及び第3号の要件を満たす者とする。

2 前項の要件は、町長が別に定める。

(参加表明書の提出)

第6条 本プロポーザルに参加しようとする者は、第4条第1項の規定に基づき告示し、同条同項第6号で定めた期限までに、町長が別に定める参加表明書を町長に提出しなければならない。

(参加資格要件の確認)

第7条 町長は、技術提案書提出者を選定するため、審査会へ、前条の規定により提出を受けた参加表明書等の内容を、第5条第2項で定めた要件に基づき確認させ、報告を求めるものとする。

(技術提案書提出者の選定)

第8条 町長は、参加表明書等の提出者が多数の場合は、審査会へ、前条における確認に加え、町長が別に定める評価基準に基づく審査によって、技術提案書提出者を選定するよう指示し、報告を求めるものとする。

(技術提案書提出者の決定)

第9条 町長は、前条で規定する審査会からの報告をふまえ、技術提案書提出者を決定するものとする。

(参加表明書提出者への通知)

第10条 町長は、第6条における提出者に対し、前条での結果を、町長が別に定める一次審査結果通知書により通知するものとする。

2 前項の規定により非選定通知を受けた提出者は、書面により、非選定理由を求めることができるものとし、町長はその理由を書面により回答するものとする。なお、その手続き等は町長が別に定める。

(優先交渉者等の特定)

第11条 前条第1項の規定により町長から技術提案書の提出通知を受けた者は、第4条第1項の規定に基づき告示し、同条同項第8号で定めた期限までに、町長が別に定める技術提案書を町長

に提出しなければならない。

- 2 町長は、当該業務の契約の相手方に最も適した者を特定するため、審査会へ、提出を受けた技術提案書の内容について、町長が別に定める評価方法、評価基準に基づき審査し、最も評価の高い者を優先交渉者として特定するよう指示し、報告を求めるものとする。
- 3 町長は、前項で報告を受けた優先交渉者との契約協議が不調となり、契約合意に至らなかった場合に備え、その者の次に評価の高い者を次点候補者として特定するよう指示し、報告を求めるものとする。

（優先交渉者等の決定）

第 12 条 町長は、前条第 2 項及び第 3 項で規定する審査会からの報告をふまえ、優先交渉者及び次点候補者を決定するものとする。

（技術提案書提出者への通知）

- 第 13 条 町長は、第 11 条第 1 項における提出者に対し、前条での結果を、町長が別に定める二次審査結果通知書により通知するものとする。
- 2 前項の規定により、次点候補者通知及び非特定通知を受けた提出者は、書面により非特定の理由を求めることができるものとし、町長はその理由を書面により回答するものとする。なお、その手続き等は町長が別に定める。

（実施結果の公表）

- 第 14 条 町長は、本プロポーザルの実施結果について、町ホームページへの掲載により公表するものとする。
- 2 前項による公表の内容は、町長が別に定める。

（失格事項）

第 15 条 本プロポーザルにおける失格事項は、町長が別に定める。

（契約の締結）

第 16 条 優先交渉者との契約に関する協議及び締結については、町長が別に定める。

（技術提案書の取扱い）

第 17 条 提出を受けた技術提案書の取扱い等については、町長が別に定める。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。